

# **NEWS RELEASE**

2021年10月7日 損害保険ジャパン株式会社 Mysurance 株式会社

## 「修学旅行キャンセル保険」の提供開始

損害保険ジャパン株式会社(代表取締役社長:西澤 敬二、以下「損保ジャパン」)の子会社で少額短期保険業を営む Mysurance 株式会社(代表取締役社長:川上 史人、以下「Mysurance」)は、日本国内の修学旅行に参加する生徒の保護者が任意で加入できる「修学旅行キャンセル保険」の提供を開始しました。



### 1. 背景

昨年度から続く新型コロナウイルス感染症の影響により、生徒にとってかけがえのない思い出となる 修学旅行等の学校行事が多くの学校で中止・延期となっています。

このような学校単位で修学旅行等を中止・延期した場合に発生するキャンセル料については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の対象となっているケースが大半ですが、対象範囲や補助される金額等は自治体によって異なっています。一方、学校単位でなく、生徒個人の事情による不参加で発生するキャンセル料は本交付金の対象とならないケースが多く、保護者が任意で加入できる保険を求める声が学校現場から寄せられていました。

Mysurance は、このようなニーズに迅速に対応するべく、現在販売している「Travel キャンセル保険」の対象旅行を拡大し、出発直前の生徒の病気やケガ、新型コロナウイルスの濃厚接触者に該当してしまった場合などやむを得ない理由で修学旅行に参加できなかった場合に発生するキャンセル料を補償する「修学旅行キャンセル保険」を新たに提供することとしました。

#### 2. 商品の概要

#### (1)補償内容

出発直前の生徒の病気やケガにより入通院した場合のキャンセルに加えて、家族や友人等が新型コロナウイルスに感染し生徒が濃厚接触者になってしまった場合なども含めて幅広いキャンセル事由を補償

の対象としています。(生徒本人にキャンセル事由が生じた場合に補償の対象となります。) お支払いする保険金は、発生したキャンセル料にキャンセル事由に応じた補償割合を乗じた金額となります。 <主なキャンセル事由と補償割合>

補償割合	100%	5 0 %	3 0 %
キャンセル 事由	本人の旅行開始日を含め遡って7日以内の入院 本人の旅行開始日当日または前日の通院 本人の死亡 本人の親族の旅行開始日を含め遡って7日以内の入院、旅行開始日も含め遡って7日以内の入院、旅行開始日を含め遡って31日以内の死亡 気象庁が発表した特別警報 交通機関の2時間以上遅延または運休・欠航	・旅行開始日当日または前日の第三者の葬儀の参列 ・旅行開始日当日または前日の交通事故 ・旅行開始日を含め遡って7日以内のペットの犬猫の死亡 など	・指定感染症等にかかったことによる宿泊療養、自宅療養、補償割合 100%の対象外となる入院療養 ・PCR検査結果待ちの場合 ・濃厚接触者となり健康状態の報告 を求められた場合 ・法令に基づく外出自粛要請に従った場合 ・修学旅行日程内で参加予定のイベントの中止または延期

#### (2) 商品の特徴

保険の対象 : 学校が主催する学校行事の国内旅行(例:修学旅行、林間学校、部活動の合宿等)

契約者 : 旅行費用を負担する生徒の保護者 被保険者 : 旅行に参加する生徒(18歳以下)

保険料支払方法:クレジットカード払い

(保険料例) 3泊4日の修学旅行にかかる費用が50.00円の場合

補償される上限額(保険金額):50,000円 お支払いいただく保険料:1,280円

#### 3. 本保険の販売方法

本保険は、Mysurance 公式ウェブサイトの「修学旅行キャンセル保険」の商品ページに記載の取扱代理店から導入希望のあった学校単位に保護者へ販売します。本保険をご検討される学校関係者の皆さまは、取扱代理店まで直接お問い合わせいただくか、Mysurance 公式ウェブサイトからお問い合わせください。 <Mysurance「修学旅行キャンセル保険」商品ページ>

https://www.mysurance.co.jp/service/shugakuryoko-cancel/document/

## 4. 今後について

Mysurance は一般社団法人日本旅行業協会作成の「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」に準拠した保護者向けガイドブックを公益財団法人日本修学旅行協会の監修のもとで作成し、損保ジャパンと包括連携協定を締結している自治体を通じて学校への配布や情報発信を行うことで、安心で安全な修学旅行をサポートしていきます。

以上